

令和8年10月2日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 黒 木 和 彦

北海道補給処調達会計部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件 名	納入（履行） 場 所	納 期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備 考
1J28	デジタル一眼レフカメラ JPH-H5-B（修理）	島松駐屯地	9.1.29	8.10.2	8.10.19 1000	8.10.19 1000	防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格)は 問わない。	総品目総額

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先
〒061-1393
北海道恵庭市西島松308番地 島松駐屯地
陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部 契約課
TEL：0123-36-8611（担当：第1契約班 岸本 内線：5339）
FAX：0123-36-8719
※メールでの返信は左記アドレスをお願いします。 chouka-nadep@inet.gsdf.mod.go.jp
※市場価格調査の依頼があった場合には、お手数をおかけしますがご協力をお願いします。

見 積 依 頼 書

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 黒木 和彦

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6MCE11G00530		6MCS1AA1016 0001				NS-Z200002C	
品名 または 件名							
デジタル一眼レフカメラ JPH-H5-B（修理）							
部品番号 または 規格							
仕様書及び調達要領指定書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	UN				1		
納地または工事場所			引 渡 場 所				
整備部通信電子課			整備部通信電子課				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
整備部通信電子課			令和9年1月29日（金）				

2 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、北海道補給処調達会計部に掲示及び北海道補給処ホームページに掲載する。
(<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>)

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：
提出日時場所：令和8年10月19日 (月) 10時00分 調達会計部契約課第1契約班

4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

5 注意事項

(1) 見積の方法

- ア 見積者は、消費税を考慮しない見積金額を見積書に記載すること。
- イ 見積書の余白に「当社は入札及び契約心得の内容を承諾します。」及び「当社は入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する制約事項について誓約いたします。」と記載すること。
- ウ 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって、落札価格とする。尚、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てる。

(2) 無効見積

- ア 見積依頼に関する条件に違反して見積もりした場合。
- イ 見積金額が明瞭でない場合。
- ウ 見積者が誰であるか識別できない場合。
- エ 契約心得に記載されている「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約に虚偽があった場合。

(3) 違約金

- ア 落札者が契約を結ばないときは、見積金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。
- イ 契約者が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(4) 履行延期賠償金

延滞1日につき未納金額の1000分の1の金額を賠償金として徴収する。

(5) その他

- ア 見積辞退の場合は、見積書に辞退の旨、辞退届書を具体的に記入のうえ提出されたい。
- イ 見積書は、期日迄に必着 (FAX可、但し後日原本提出 (郵送又は直接持参)) するよう提出されたい。
- ウ 見積書の右上部余白等に見積依頼書に記載されている通知番号を記入されたい。
- エ 見積書には住所・社名・代表者の役職・氏名の記載、代表者印・捺印 (誤記訂正の際使用) を押印されたい。
- オ 仕様等に疑問の点があれば、契約担当者に連絡し内線等を確認して使用担当者へ問い合わせされたい。
- カ 契約等に疑問の点があれば、契約担当者へ問い合わせされたい。

※ 市場調査価格についてもあわせて提出をお願いします。

見積書提出先 〒061-1393 北海道恵庭市西島松308 陸上自衛隊北海道補給処

調達会計部 契約課 (担当：岸本)

電 話 0123-36-8611 (内線5339番)

FAX 0123-36-8719 (直通)

調達要求番号：6MCS1AA1016

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
通信電子器材外注整備	NS-Z200002C	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作 成	平成25年 1月29日
	変 更	令和 2年10月14日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処における通信電子器材の外注整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

2 整備に関する要求

2.1 品名・数量・故障状況

品名及び数量並びに故障状況は、調達要領指定書による。

2.2 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1によるほか、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.3 電氣的要求事項

電氣的要求事項は、GLT-CG-Z500002の付属書AのA.3.2による。

2.4 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2によるものとし、その適用区分は調達要領指定書によって指定する。

2.5 整備の作業方式

整備の作業方式は、次のとおりし、その適用区分は調達要領指定書によって指定する。

- a) 標準（又は確定）作業方式
- b) 診断作業方式
- c) 整備（又は修理）作業方式
- d) 整備（又は修理）診断作業方式

2.6 整備作業

整備の作業は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次によるものとする。

- a) 標準（又は確定）作業方式の整備作業は、表1による。

表1－整備作業工程表（標準（又は確定）作業方式）

作業区分	作業内容
入場点検	入場品（構成品及び付属品を含む。）の状況を外観から点検する。
分解	入場品を機能点検の可能な構成単位に分解する。
機能点検	“入場品を動作させる” “計測器によって計測する” など、本来の機能を発揮するか否かを点検する。
整備（又は修理）	修理基準に基づき当該整備品の不具合を是正し、又は使用不能な状態を使用可能な状態に回復する。
組立	分解した部品を組立て、元の状態に復元する。なお、作業に伴う調整及び給油脂を含むものとする。
試験	当該整備品の機能・性能が本来の状態に回復したかを試験する。

- b) 診断作業方式の整備作業は、表2による。

表2－整備作業工程表（診断作業方式）

作業区分	作業内容
入場点検	入場品（構成品及び付属品を含む。）の状況を外観から点検する。
分解	入場品を機能点検の可能な構成単位に分解する。
機能点検	“入場品を動作させる” “計測器によって計測する” など、本来の機能を発揮するか否かを点検する。
故障探求	機能点検の結果、異状がある場合は、故障部位などを特定する。
注^{a)} 契約の相手方は、故障探求後に整備診断明細書を提出するものとする。	

- c) 整備（又は修理）作業方式の整備作業は、表3による。

表3－整備作業工程表（整備（又は修理）作業方式）

作業区分	作業内容
入場点検	入場品（構成品及び付属品を含む。）の状況を外観から点検する。
分解	入場品を機能点検の可能な構成単位に分解する。
整備（又は修理）	整備診断明細書に基づき当該整備品の不具合を是正し、又は使用不能な状態を使用可能な状態に回復する。
組立	分解した部品を組立て、元の状態に復元する。なお、作業に伴う調整及び給油脂を含むものとする。
試験	当該整備品の機能・性能が本来の状態に回復したかを試験する。

d) 整備（又は修理）診断作業方式の整備作業は、表4による。

表4—整備作業工程表（整備（又は修理）診断作業方式

作業区分	作業内容
入場点検	入場品（構成品及び付属品を含む。）の状況を外観から点検する。
分解	入場品を機能点検の可能な構成単位に分解する。
機能点検	“入場品を動作させる” “計測器によって計測する” など、本来の機能を発揮するか否かを点検する。
故障探求	機能点検の結果、異状がある場合は、故障部位などを特定する。
整備（又は修理）	整備診断明細書に基づき当該整備品の不具合を是正し、又は使用不能な状態を使用可能な状態に回復する。
組立	分解した部品を組立て、元の状態に復元する。なお、作業に伴う調整及び給油脂を含むものとする。
試験	当該整備品の機能・性能が本来の状態に回復したかを試験する。

2.7 修理基準

修理基準は、調達要領指定書に規定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.5 c)及び2.5 d)による。

2.8 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書によって指定する。

2.9 部品・副資材

部品及び副資材は、調達要領指定書に規定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9による。

2.10 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、調達要領指定書に規定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.10によるものとし、塗装区分は、“C塗装”とする。

2.11 外観・機能・性能

外観、機能及び性能は、GLT-CG-Z500002の2.12による。ただし、診断後納品する器材については、受領時の状態まで復元するものとする。

2.12 整備品の表示

整備品の表示は、調達要領指定書に規定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.13による。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、調達要領指定書に規定する場合を除き、製造者の社内基準及び社内規格によるものとし、その判定基準は、GLT-CG-Z500002の2.12による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z500002の3.2による。

4 出荷条件

出荷条件は、GLT-CG-Z500002の箇条4による。ただし、包装は、調達要領指定書に規定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

その他の指示は、GLT-CG-Z500002の簡条 5 によるものとし、提出書類は、GLT-CG-Z500002の 5.4 に示す書類のうち、調達要領指定書に示す書類とする。

6 秘密保全など

秘密保全などは、GLT-CG-Z500002の簡条 6 によるものとし、必要な事項は、調達要領指定書によって指定する。

7 その他

その他は、GLT-CG-Z500002の簡条 7 によるものとし、必要な事項は、調達要領指定書によって指定する。

8 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 8 0 5 4
	調 達 要 求 番 号	6 M C S 1 A A 1 0 1 6
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 9 月 3 0 日
	作 成 部 課	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 3 0 日
品 名	デジタル一眼レフカメラ J P H - H 5 - B (修理)	
仕 様 書 番 号	N S - Z 2 0 0 0 0 2 C	
指定事項：下記の指定事項について、仕様書を補足する。 2 整備に関する要求 2.1 品名・数量・故障状況 品名・数量：デジタル一眼レフカメラ J P H - H 5 - B × 1 (1 5 - 0 1 - 2 8 - 1 3) 故 障 状 況：絞り羽根不良による光量異常 2.4 整備の種類 修理とする。 2.5 整備の作業方式 整備(又は修理)作業方式とする。 2.8 整備実施場所 契約相手方場所とする。 2.9 部品の返納 交換部品の返却は実施しないものとする。 2.10 塗装・防せい処置 塗装は行わない。 5 その他の指示 契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修、又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、下請負承認申請書を契約担当官等に提出し、承認を受ける。 なお、下請負申請書の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。 6 秘密保全など 該当なし 7 その他 輸送については契約相手方の担任とする。 製造会社：P E N T A X		